



法第六十三条の費用返還における 資力の発生について

問 生活保護法(以下「法」といいます)第六十三条による費用返還額の決定をするに当たって、資力の発生をどの時点でとらえるかという問題がありますが、次のような場合、資力の発生をどのように考えるべきでしょうか。

- (1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合
- (2) 解約返戻金の生じる生命保険が解約された場合
- (3) 自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合
- (4) 開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合

- (5) 開始時において保有を容認されていた資産(土地等)が保有を否認された場合
- (6) 離婚訴訟等に伴い慰謝料等を受領した場合

答 法第六十三条という資力とは、法第四条第一項にいう要保護者の利用し得る資産等であるが、保護を要する当座において現実を活用することができない状態にあるものを指します。

(1)について 国民年金法第十八条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなりますが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることとなります。つまり、年金

受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされています。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第六十三条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなります。

このように、社会保険庁へ裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等恣意的要素によって資力の発生時点を変えることはできません。

なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合も、返還額決定の対象を開始日以降の遡及分の年金に限定することのないう留意する必要があります。

ここで法第六十三条の適用に当たって共通の問題ですが、費用返還請求と消滅時効の関係についても、若干触れておきます。保護の実施機関は、資力の発生時点以降いつでも費用返還額の決定ができます。したがって、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村は、資力の発生の事実があったとき以降いつでも、保護の実施機関が決定した額について法律上の返還請求権を行使することができ、ますから、その消滅時効の起算点も「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」と解することになります。この返還請求権の消滅時効期間は五年間(地方自治法第二百三十六条)ですから、実際に当該請求権を行使する日(法第六十三条に基づき返還額の決定をする日)前五年間を超える保護費に

については、消滅時効が完成したものと取り扱うこととなります。

(2)について

開始時において解約返戻金の生じる生命保険に加入している場合は、解約返戻金を資産として活用させるのが原則ですが、返戻金が少額であり、かつ、保険金額及び保険料額が当該地域の一般世帯との均衡を失しない場合は、特段解約指導を要しないこととなっています。しかしながら、開始時における解約返戻金の限度において、本人は資力がありながら保護を受けていたものということができ、解約返戻金の受領があった場合は、開始時における返戻金の額までは法第六十三条により返還額決定の対象となります。

なお、開始時における解約返戻金の限度額を超える返戻金収入については、法第六十三条の費用返還の問題は生じず、その収入のあった時点で収入認定をすればよいこととなります。

(3)について 自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有しますから、原則として、その時点で資力の発生があ

ったものと考えられます。

しかしながら、ここにいる損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当です。

自動車事故の場合は、被害者に対して自動車損害賠償保障法により保険金(強制保険)が支払われることが確実なため、事故発生時点を資力の発生時点としてとらえることとなります。

これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では、加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになります。また、交通事故の場合とは資力の発生時点を異にするようになります。

(4)について 保護開始前の災害等により補償金(損害賠償金を除く。損害賠償金は上記(3)の公害等の場合と同様に取扱いすることになります。)、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求

権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となります。

(5)について

開始時において保有が容認された資産(土地等)については、保有が容認されている限りは、法第六十三条の「資力があるにもかかわらず」の要件に該当しない状態にあります。しかしながら、処分価値が利用価値に比して著しく大きいと認められる場合、処遇検討会において処分指導が適当と認められた場合等、保有を否認された時点以降は、当該資産は活用すべき資産となり、法第六十三条にいう資力の発生があったものとして取り扱うこととなります。

具体的には、文書により資産保有の否認、処分指導等を通じた時点以降の保護費が返還額決定になります。

(6)について

離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第六十三条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に確実性を有するに至った時点でとらえる必要があります。

したがって、開始時において調停、審判、訴訟等が継続中の場合は、慰謝料請求権が確定した時点から資力が発生することとなるため、その時点で以降収入認定をすれば足りることとなります。

なお、ここで子供の養育料等の支払がある場合は、扶養義務者の扶養であり、将来にわたって収入認定をすることになります。扶養義務者の扶養は、法第四条第一項にいう利用し得る資産等には該当せず、生活保護に優先して行われるべきものですが、そもそも法第六十三条の返還額決定の対象とはなり得ないのです。

以上、具体的に法第六十三条の費用返還額の決定における資力の発生時点のとらえ方を説明してきましたが、いずれにせよ法第六十三条の適用に当たっては、特に国民健康保険加入者が医療費を必要とする場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、事前に要保護者の納得を得て、費用返還に当たって無用の摩擦を防ぐことが必要です。